

看護職員・介護職員『夜勤者定着報奨金』規定

目 的

半田中央病院・西知多リハビリテーション病院・グループホームひいらぎの夜勤体制の早期充実を目的とする。

対象者

- ・ 新規で入職した夜勤可能な看護職員、介護職員（紹介派遣・人材派遣業者を利用しての入職と、法人が定めた看護職員・介護職員紹介制度での入職者は除く）

支給額

- ・ ５０万円

条 件

- ・ 入職後３ヶ月以内に夜勤開始していること、または、３ヶ月以内に夜勤開始できないが所属長が６ヶ月以内に夜勤可能と判断し、夜勤開始している場合。
- ・ 入職日から一年経過した時点で退職の意思がなく継続して勤めていること。
- ・ 入職から一年以内で、産休育休等の長期休業を１ヶ月以上取得し、一年経過時点で、延べ一年間出勤していない場合は除く（但し、支給や期間延長を認めるかは休業の期間や理由で判断する場合があります）
- ・ 夜勤回数は４～５回以上可能なこと

支給方法

- ・ 上記、条件を満たした場合、入職日から一年経過した翌月の給与支給時に銀行振込とする。

この規定は、令和５年６月２３日から施行する。